

マンションの適正管理促進に関する検討会 設置要綱

最終改正 令和5年7月31日 5住民マ第146号民間住宅施策推進担当部長決定

(設置)

第1条 東京において分譲マンションは、都民の主要な居住形態として広く普及しており、都市や地域社会を構成する重要な要素ともなっている。その一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化等が進行しており、今後、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥る可能性が指摘されている。マンションが管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。こうした事態を引き起こさないようにするため、マンションの適正な管理の促進を図る施策を検討するに当たり、マンションの適正管理促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会では、分譲マンションの適正な管理の促進に向けた方策について、専門的観点から個々の委員が意見の表明及び交換を行う。

(構成)

第3条 検討会は、専門的知識を有する者等のうちから、住宅政策本部長が委嘱する委員をもって構成する。委員は別途定める。

- 2 委員の任期は、別途定める。
- 3 検討会に座長及び座長代理を置く。
- 4 座長は委員の互選により、座長代理は座長の指名により定める。
- 5 座長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 6 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体の中から代理人を定め、あらかじめ座長の承認を得た上で、その者を代理人として出席させることができる。
- 3 座長は、専門の事項の検討に必要があるときは、検討会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員の任期は、専門事項の検討に必要な期間とする。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会の公開)

第5条 検討会は、公開する。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報を取り扱うときであって、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により検討会が非公開となった場合において、委員及び前条第5項に基づき意見を述べた者その他検討会の出席者は、住宅政策本部長が認めるときを除き、非公開とした検討会中の資料及び議事等の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別途座長が定める。

附 則（平成30年3月1日決定 29都市住マ第331号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年5月30日決定 4住民マ第60号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年7月31日決定 5住民マ第146号）

この要綱は、決定の日から施行する。